

令和7年第3回 北海道議会定例会 予算特別委員会（保健福祉部所管）開催状況

開催年月日 令和7年9月26日（金）  
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員  
 答弁者 保健福祉部長 古岡 昇  
 国保担当局長 宮森 隆之  
 国保広域化担当課長 細川 大生  
 子ども政策企画課長 工藤 晴光

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>三 出産・育児への支援等について</b></p> <p>働く女性が、出産をしようとする時に働けない期間の生活費をどうするのか、お金の不安は重要な関心事であります。出産育児一時金、出産手当金などの他、育児休業や出生後の休業支援、育児のための時短勤務に対する支援の仕組み、また、新年度から開始となった事業もありますけれども、出産したすべての女性が同じように支援を受けられるわけではありません。そこで、具体的に伺ってまいります。</p> <p><b>（一）出産育児一時金について</b></p> <p>出産育児一時金は、出産による経済負担軽減を目的とした、健康保険加入者の出産に対する給付金であります。公的医療保険に加入している人、またはその被扶養者が出産した際に子ども1人につき50万円支給されることになっております。会社等の健康保険や国民健康保険、いずれの公的医療保険でも支給されるものです。出産育児一時金の対象者等は、どのように定められているのか、まず伺います。</p> <p><b>（二）退職後の取り扱いについて</b></p> <p>退職後の取り扱いはどのようになっているのか。保険の種類によって差があるのかも併せて伺います。</p> <p><b>（三）保険料の免除について</b></p> <p>つまり、保険による差はないということですね。</p> <p>医療保険において産前産後の保険料の免除がありますが、その内容を伺うとともに、国保と社会保険の相違についてもご説明願います。</p> <p><b>（四）出産手当金について</b></p> <p>若干の違いがあってもほぼ変わらない仕組みだということですね。</p> <p>そこで、大きな違いが出てくるのが、出産手当金です。出産育児一時金が、出産による経済的負担軽減を目的とした給付金であるのに対して、出産を理由に仕事を休んだ期間の生活を保障するためには出産手当金があります。出産日の42日前から産後56日までの期間に仕事を休んだ被保険者が対</p>	<p><b>（国保広域化担当課長）</b></p> <p>出産育児一時金の対象者等についてでございますが、出産育児一時金は、出産に要する経済的負担を軽減するために、被用者保険や市町村国保などの被保険者またはその被扶養者の妊娠4か月日以降の出産を対象として、保険者から一定額が支給される制度でございます。その支給額は、令和5年4月以降、原則50万円となっております。</p> <p><b>（国保広域化担当課長）</b></p> <p>退職後の出産育児一時金の取扱いについてでございますが、会社等を退職後、被保険者であった者またはその被扶養者が出産した場合には医療保険の種類にかかわらず、出産時に加入している医療保険の保険者から、出産育児一時金の支給を受けることができます。</p> <p>また、退職前の医療保険が被用者保険である場合には、1年以上継続して被保険者であった者が退職後、6か月以内に産出した場合に限り、出産時に加入している医療保険からの支給に替えて、退職前の被用者保険からの支給を選択することができます。</p> <p><b>（国保広域化担当課長）</b></p> <p>産前産後期間における保険料の免除についてでございますが、この制度は、子育て世帯の負担軽減等の観点から産する被保険者の産前産後期間における保険料を免除するものでありますが、保険料が免除される期間につきましては、市町村国保では、産前産後の4か月であることに対し、被用者保険では、実際に取得した産前産後休業期間に応じて決定されます。</p> <p><b>（国保広域化担当課長）</b></p> <p>出産手当金についてでございますが、被用者保険では、産前産後の期間に所得保障を行うものとして、産前産後の一定の期間内に収入が減少した場合に産前産後手当金が支給されます。</p> <p>一方、市町村国保では、自営業者や無職の方など様々な就業・生活形態の方が加入しており、出産に際しての収入減少の状況が多様でありますことから、産前産後手当金を保険者によ</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>象のため、配偶者などの被扶養者は対象外となっておりますが、とても頼りになる仕組みです。ところが、この出産手当金は健康保険の種類や加入期間によって異なっていて、国保の加入者には、出産手当金がありません。これは何故でしょうか。</p> <p><b>(五) 国民健康保険法における保険給付の規定について</b> 一番はやっぱり財源なので、財源がないとやれないわけです。 そこで伺っていききたいのですけれども、国民健康保険法第58条2項では、市町村及び組合は、前項の保険給付として示す出産育児一時金又は葬祭費の支給若しくは給付のほか、条例又は規約の定めるところにより、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができると明記されています。そして、その他の保険給付には出産手当も含まれると考えるわけですが、これはできる規定だということでは理解してよろしいでしょうか。</p> <p><b>(六) 国民健康保険制度の概要の規定について</b> つまり、法的に国保の中でも出産手当金は任意給付として実施できるということですね。これがまず確認できました。 それから、厚労省の国民健康保険制度の概要においては、4の(1)保険給付の種類の中で、保険給付を例示した後に、これらのほかに、出産手当金、傷病手当金等の給付を行うことができると明記されておりますけれども、これは間違いはないですか。 法だけではなくて、制度の概要においても、できるというふうに記載されているということなんですね。</p> <p><b>(七) 出産手当の必要性について</b> 国の多様な働き方の推進によって、自営の個人事業主やフリーターという働き方を選択する方々が増えています。働いていても収入が不安定な場合が多い方々が多く加入している国保では、出産手当金がないことになっています、今のところ。給付出来るのだけれども、されていないという状況です。同様に対象外とされる傷病手当については、コロナ禍で被用者には給付された経緯があります。この時は、事業主は対象外だったのですけれども、でも皆さん、出産すれば事業主であっても働けなくなることで減収となるのは同じではないでしょうか、違いますか。道は国保加入者には出産手当は必要ないというお考えか为什么呢。</p> <p><b>再-(七) 出産手当の必要性について</b> そうしますと、減収の形態は多様だということをおっしゃっていますけれども、でも、出産することによって収入は減収すると言うことはお認めになりますか。</p>	<p>る任意給付としておりますが、現在、独自に制度を導入している保険者はないものと承知しております。</p> <p><b>(国保広域化担当課長)</b> 国民健康保険における出産手当金の根拠規定についてでございますが、国民健康保険法第58条第2項におきましては、給付を実施するかや、実施する場合の給付内容を保険者が決定できる、いわゆる任意給付について規定しており、この任意給付の種類につきましては、例示的に規定されている傷病手当金のほか、出産手当金が含まれるものと承知しております。</p> <p><b>(国保広域化担当課長)</b> 厚生労働省の資料の内容についてでございますが、お尋ねの厚生労働省の資料は、国民健康保険事業年報・月報の集計結果におきまして、制度の概要として掲載されているものであり、任意給付の説明として「出産手当金、傷病手当金等の給付を行うことができる。」と記載されております。</p> <p><b>(国保担当局長)</b> 出産手当金の必要性についてでございますが、出産手当金は、女性の産前産後の休業期間の所得減少に対する所得保障として給付されるものでございます。 市町村国保におきましては、様々な就業・生活形態の方が加入しており、出産に際しての収入減少の形態が多様であることなどから、大変恐縮ではございますが、出産手当金が必要か否かを、一概に申し上げることは難しい面がございます。</p> <p><b>(国保担当局長)</b> 収入減少の多様性についてのお尋ねかと思いますが、国保の加入者は、大きく、無職の方、パートタイムの方、農林業を含む自営業の方に分けられます。 それぞれ見ていきますと、無職の方はそもそも収入がないので減少しようがございません。次にパートタイムの方なのですが、労働基準法の適用を受けまして、産前産後休業が与えられますし、雇い主から給料をもらっていますので、被用者保険の被保険者と同様に休業期間中の収入減少額は算出可能でございます。 最後に自営業の方についてでございますが、そもそも労働基準法の適用がございませんで、収入減少の形態は色々あるのではないかと思います。よろしくお願いたします。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>収入は減収するんです、働いていた人が働けなくなる訳だから。だけど、その金額については解らないとおっしゃっている訳です。</p> <p>しかし、先程の質問の中でありましたけれども、前年度の所得を確認できなくても、保険料は決められるじゃないですか。では、何で出産手当は認めないのですか、おかしいじゃないですか、これは絶対おかしいですよ。おかしいとちゃんと考えてください。</p> <p><b>(八) 道の姿勢について</b></p> <p>加入している保険によって出産手当金が支給されない格差がある状況が判りました。国保の保険料がことさら少ないところか、払えないくらい高い保険料を支払いながら、出産という大事を果たす、命がけの大事ですよ、そのことを果たす女性にとってあまりに不公平な対応ではないかと思えますけれども、そうはお考えになりませんか。</p> <p><b>(九) 国保加入者の出産数について</b></p> <p>色々理由をつけますけれども、結局は財源を出さないということなんです、国も道も。そこに一番の問題がある訳です。そうするとお聞きしますけれども、最近の国保加入者の出産数はどのくらいで推移していますか。</p> <p>出産数が減っていますけれども、加入者も減っていますから、出産数も減っています。でも、全道の出産の一角を占めている訳です。ここにフォーカスしなかったら、人口減少で憂いている場合ではない訳です。</p> <p><b>(十) 出産・子育てに関する支援について</b></p> <p>働きながら妊娠・出産を迎えるために、働く女性の心とからだの応援をする仕組みの充実というのは怠ってはなりません。新年度から「妊婦のための支援給付」が始まっていますが、医療機関で胎児心拍が確認できれば、妊娠とせず。新年度から「妊婦のための支援給付」が始まっていますが、医療機関で胎児心拍が確認できれば、妊娠として申請できるわけです。5万円プラス子どもの人数×5万円が給付されます。しかし、これだけでは生活費の保障、子どもの養育のための費用には全く届かないわけです。国保加入者は、貯金していないと産めないということなんですか。休業期間を短縮して我慢して産めということなんですか。国保加入者は出産を理由に仕事を休んだ期間の生活はどう保障されるのでしょうか。自己責任なんですか。妊娠がわかって出産しようと決めても、仕事を休むことによる減収を心配して経済的事情で産むことをあきらめるようなことになっては出産や子育てへの支援が不十分だということになりませんか。道の見解を伺います。</p>	<p><b>(国保担当局長)</b></p> <p>先程は失礼いたしました。出産手当金制度の導入についてでございますが、国民健康保険法では、市町村国保における出産手当金を保険者による任意給付としてございます。</p> <p>このことに関しまして、国においては、出産手当金を全国的な制度とすることは、所得保障として妥当な支給額の算出が難しいこと、多様な被保険者間の公平性や財源の確保などの課題があるとの見解を示しております。道といたしましては、保険者が任意に制度導入を検討する場合であっても、同様の課題があるものと考えております。</p> <p><b>(国保広域化担当課長)</b></p> <p>国保加入者の出産数の推移についてでございますが、道内の市町村国保におきまして出産育児一時金が支給された件数につきまして最近5年間分を申し上げますと、令和元年度が3,268件、2年度が2,906件、3年度が2,804件、4年度が2,399件、5年度が2,326件となっているところでございます。</p> <p><b>(子ども政策企画課長)</b></p> <p>出産・子育てに係る支援についてでございますが、道では、市町村や関係団体と連携しながら、産科医療機関のない地域の妊産婦の方々への健診・出産時の交通費や不妊治療等に要する費用への助成のほか、多子世帯の保育料の無償化や子どもの医療費助成などの取組を進めてきたところでございます。</p> <p>国では、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会の実現を目指して取りまとめた「こども未来戦略」に、若年層の所得向上や全てのこども・子育て世帯への切れ目ない支援などを掲げ、児童手当の拡充や、給付と相談支援による伴走型の事業を創設するなど、子育て支援策や経済的支援を強化しており、道といたしましては、引き続き、国の施策も活用しながら、必要な支援に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>再- (十) 出産・子育てに関する支援について</b></p> <p>今お答えいただいたんですけど、妊婦のための支援給付は、経済的支援という位置付けにはなっていますが、実際の申請はどのように行われるのか、また、申請後ですね、妊婦の方をどのようにフォローして支援していくのか伺います。</p> <p>でも、給付を受けた後、あきらめるようなことっていうのはあってはならないけど、そうやって選択せざるを得ない状況っていうのは生まれてくるかもしれません。</p> <p><b>(十一) 出産手当の給付について</b></p> <p>国保財政というのは市町村どこでも厳しい運営を強いられています。これは、国の負担分を減らしたことが原因であります。少なくとも今回提起した出産手当については、市町村条例や規定によって給付が可能だということがわかりました。しかし、その財源が問題で、その財源は市町村のみならず、国と道が責任をもって創設すべきだと考えます。出産手当の給付を求める声が私のところにも届いています。全国知事会と全国市長会の要望を見ましたら、今夏の国に対する提言で、国保の子どもに係る均等割保険料の軽減対象を現在の未就学児から18歳まで引き上げ、現在5割の軽減割合の拡充を図ることとともに、全国一律の子ども医療費助成制度の創設を、国による財源負担と併せて求めています。でも、出産手当の給付については何も書かれておりません。実績が全国にないということもあるかもしれませんが、国に対して財源を伴う出産手当の実現というのを求めるべきではないでしょうか。私は出産したいという自営業者の方や農業の方が増えると思います。保健福祉部長に見解を伺います。</p> <p>やはり、先程照会しましたけれども、所得がどの位減少するかという算出の関係だと思うんですけども、それが分からなくても保険料は取るということになっていて、出産手当金は出さないということがおかしいのではないかと、矛盾しているのではないかと考えるところです。</p> <p><b>【知事総括】</b></p> <p>本当は、部長が市町村から意見を把握するというふうに答えていただいたので、これで終わろうと思ったのですが、当事者のご意見も聞いていただきたいと思いますので、知事に改めて伺いたいと思いますので、お取り計らい願います。</p>	<p><b>(子ども政策企画課長)</b></p> <p>妊産婦への給付と相談支援についてでございますが、支援給付につきましては、妊娠された方が市町村への妊娠届出時及び出産予定日の8週間前以降に申請を行い、それぞれ給付金が支給されるものでございます。</p> <p>また、相談支援に関しましては、妊娠の届出時、妊娠後期及び出産後に支援給付と効果的に組み合わせて面談を実施し、ハイリスク妊婦や産後の母子の健康状態などの把握に努めており、面談で得た情報をもとに、市町村が地域の医療機関をはじめ、子育て関連事業者などと連携し、必要な支援に結びつけてございます。</p> <p><b>(保健福祉部長)</b></p> <p>出産手当金制度についてでございます。出産手当金は、産前産後の休業期間の所得減少に対する所得保障として給付されるものでございますが、さきほどの答弁でも申し上げましたが、国では、出産手当金を全国的な制度とすることは、所得保障として妥当な支給額の算出が難しいこと、多様な被保険者間の公平性や財源の確保などの課題があるとの見解を示しておりまして、道といたしましては、保険者が任意に制度導入を検討する場合であっても、同様の課題があるものと考えております。</p> <p>他方、国におきましては、短時間労働者等につきまして、被用者保険への適用拡大を段階的に進めているところでございまして、これにより、市町村国保から被用者保険に移行した方は出産手当金の受給が可能となるところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、道といたしましては、こうした国の動きを踏まえつつも、道と市町村等で構成いたします市町村連携会議などの場におきまして、市町村の意見を把握するなどしてまいります。</p>